

回覧 令和3年11月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| 〈募集〉 | 1 | ◆令和3年度 自衛官などを募集します |
| 〈お知らせ〉 | | ◆2021年保存版「みまたん暮らしの便利帳」を全世帯に配布します |
| | 2 | ◆わくわく教室「終活を始める実践セミナー」の受講生を募集します
◆裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！ |
| | 3 | ◆令和4年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます |
| | 4 | ◆11月は児童虐待防止推進月間です
～ いちはやく 189 「だれか」じゃなくて「あなた」から ～ |
| | 5 | ◆12月5日(日)に町内一斉清掃を実施します
◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間です |
| | 6 | ◆「三股町文化祭」を開催します
◆令和3年「秋季全国火災予防運動」を実施します
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |
| | 7 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|--|
| 〈保健と福祉〉 | 8 | ◆乳がん検診(集団検診)を実施します |
| (一般) | | ◆子宮頸部がん検診(集団検診)を実施します |
| | 9 | ◆個別健康診査の実施期間を延長します |
| 〈相談〉 | 10 | ◆「こころの健康相談」を実施します
◆アイヌのみなさんからのさまざまなご相談をお受けします |
| | 11 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募集

◆令和3年度 自衛官などを募集します

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっています。近年では海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますのでご確認ください。

募集種目	自衛官候補生
応募資格	18歳以上33歳未満の人
受付期間	9月7日(火)～11月18日(木)
試験期日	12月4日(土)

募集種目	陸上自衛隊 高等工科学校生徒(推薦)
応募資格	男子で中卒(見込含)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる人
受付期間	11月1日(月)～12月3日(金)
試験期日	令和4年1月8日(土)～11日(火) ※いずれか1日を指定されます。

募集種目	陸上自衛隊 高等工科学校生徒(一般)
応募資格	男子で中卒(見込含)17歳未満の人
受付期間	11月1日(月)～令和4年1月14日(金)
試験期日	1次試験:令和4年1月22日(土)・23日(日) ※いずれか1日を指定されます。



★お問い合わせは、
自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所(陸上自衛隊都城駐屯地内)
☎:23-3944 をお願いします。

お知らせ

◆2021年保存版「みまたん暮らしの便利帳」を全世帯に配布します

このたび、2021年保存版「みまたん暮らしの便利帳」を作成しました。平成28年の発刊より4年近くの期間が経過していることから、掲載内容の見直しを行った改訂版です。町役場などにおける各種手続きや施設案内、防災・医療・福祉、さらに観光・歴史などあらゆる情報を盛り込んでいます。ぜひ、身近なところに置いていただき、ご活用ください。

配布は、ポスティング方式で11月以降に行う予定です。ただし、全世帯配布のため、地区によっては配布時期が多少ずれこむ場合があります。11月末までにお手元に届かない場合は、企画政策係までお問い合わせください。



★お問い合わせは、
企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)
☎:52-1114(直通)をお願いします。

◆わくわく教室「終活を始める実践セミナー」の受講生を募集します

もしもの時のために何を準備しておけばいいのだろう。どこから手を付けていいのか分からない。そもそも終活とはどのような取り組みなのか。人生の総括として、自分らしい人生のため、家族と自分のために何をしておくべきか。その心構えを学んでみませんか。

■講師 = ^{まつやましゅうこ}松山秀子 先生【整理収納アドバイザー 1級】

■開催日時 = 12月4日(土) 午後1時30分～3時30分

■受講料 = 250円 ※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの = 筆記用具

■開催場所 = 中央公民館第1研修室

■募集人員 = 25人(成人男女)

※定員を超える申し込みがある場合は抽選となります。

※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

※受講生のうち3分の2以上は町内在住あるいは在勤していることが条件となります。

■申込期限 = 11月19日(金)

■申し込み方法 =

町中央公民館内の教育課、町役場総合案内窓口^に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。町公式サイトからも申し込みできます。

受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時です。

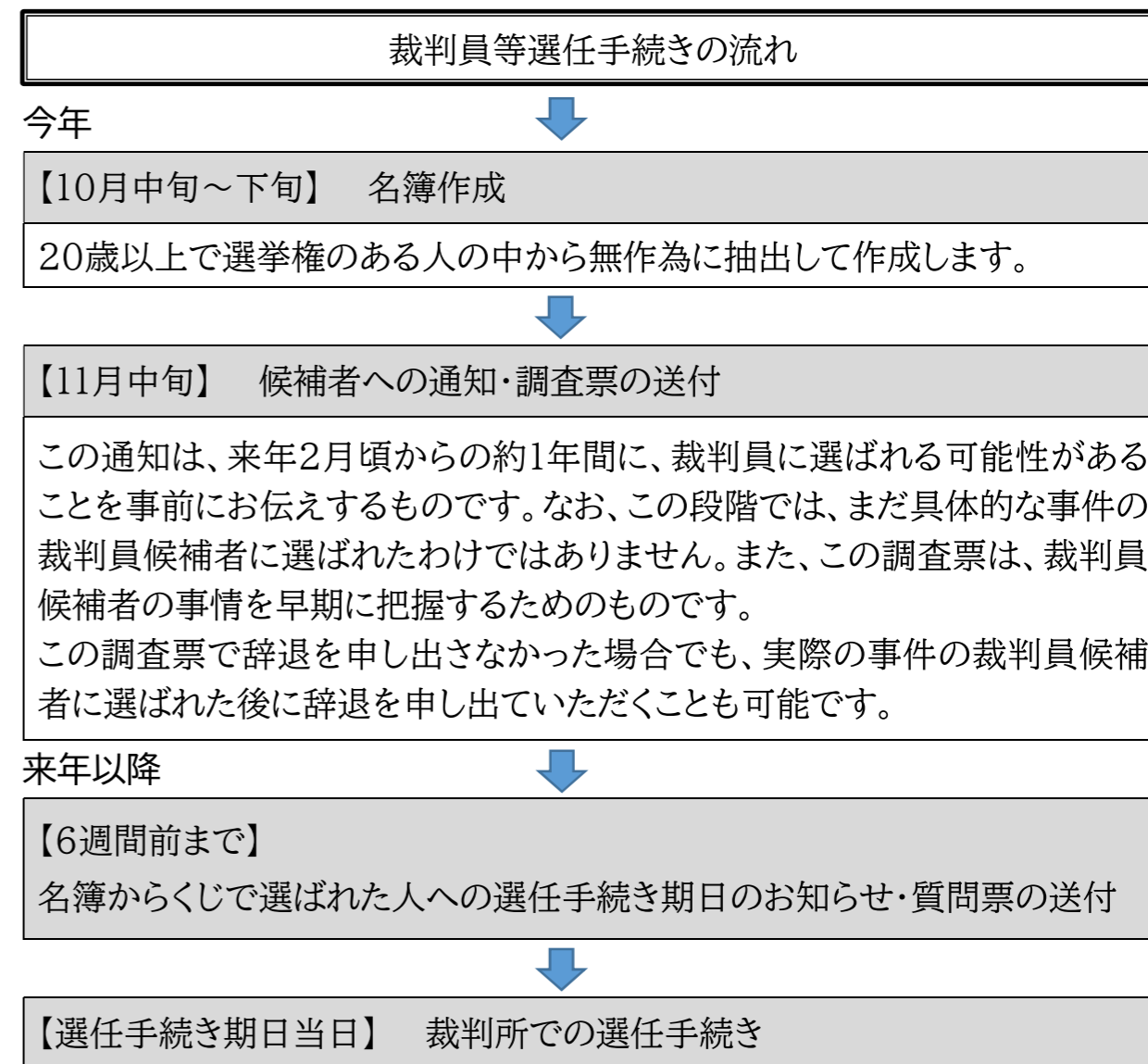
★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724 をお願いします。



◆裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

裁判員制度は、スタートから10年以上が経過し、昨年12月までに約10万人が裁判員・補充裁判員として裁判に参加しています。国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いします。



※裁判員制度の詳細情報はこちらでご確認ください。

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>

★お問い合わせは、宮崎地方裁判所 総務課 庶務係

☎:0985-23-2263 をお願いします。



◆令和4年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます

町では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。（「就学援助」といいます。）希望される人は、お子さんの在学する（新小学1年生は就学時健康診断を受けた）学校へ申請を行ってください。なお、学校から配付される「希望調査書」は希望されない人も全員提出してください。

■援助を受けることができる人 =

生活保護受給者に準ずる程度に困窮しており、町就学援助規則第2条に該当する保護者。

※認定基準を満たしていても、所得状況、就労状況、家賃額、自動車残価などによっては支給対象とならない場合があります。

■援助の内容 =

①学用品費・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費・通学用品費（年度当初に認定された新小学・新中学1年生のみ）

③校外活動費 ④修学旅行費 ⑤学校給食費 ⑥医療費

⑦日本スポーツ振興センター災害共済掛金

※いずれも別に定める限度額の範囲内で援助します。

■申請方法 =

・各学校に用意してある「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、お子さんの在学する（新小学1年生は就学時健康診断を受けた）学校に提出してください。

・申請書は、学校ごとに1枚必要です。

・現在受給中の人も毎年申請が必要です。

■「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について =

来年度、新小学1年生または新中学1年生になるお子さんの保護者に対して、「援助の内容」のうち、入学前に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。希望される人は、お子さんの在学する（新小学1年生は就学時健康診断を受けた）学校へ申請書を取りに行き、提出してください。

※入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件をすべて満たす人です。

①「就学援助を受けることができる人」に該当すること

②申請する時点で町内に住んでいる人

③お子さんが町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人

※令和4年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体へ「新入学児童生徒学用品費」の支給を行ったことを通知します。

■提出期限 =

・新小学1年生

11月19日（金）までに就学時健康診断を受けた学校へ提出してください。

申請書は、就学時健康診断を受けた学校へ各自取りに行ってください。

・新小学2年生～新中学1年生

お子さんが在学する学校にお問い合わせください。

就学援助希望調査で「希望します」と回答された人には在学する小学校を通して申請書を配付します。

・新中学2・3年生

お子さんが在学する学校にお問い合わせください。

就学援助希望調査で「希望します」と回答された人には在学する中学校を通して申請書を配付します。

■認定審査の方法 =

提出された申請書などにより、学校長と民生委員・児童委員などの意見を参考にしながら町教育委員会で審査して認定します。

■審査結果のお知らせ =

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を希望した申請者には2月上旬ごろ、その他の申請者には4月中旬ごろまでにお知らせします。

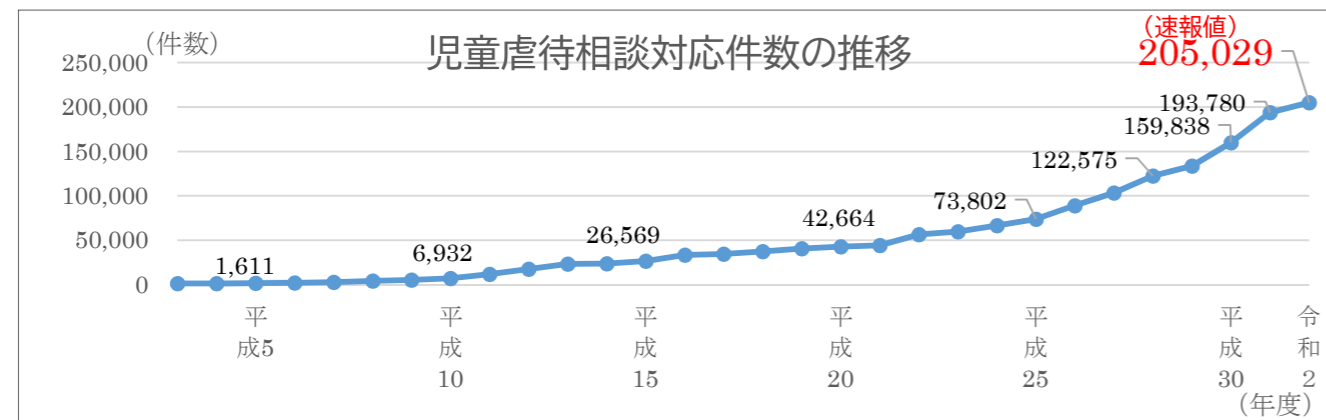
★お問い合わせは、教育課 学校教育係（町中央公民館内）

☎：52-9314（直通）をお願いします。



◆11月は児童虐待防止推進月間です ～ 189「だれか」じゃなくて「あなた」から ～

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、205,029件(速報値)で、過去最多となりました。集計を始めた平成2年度から増加の一途をたどっています。

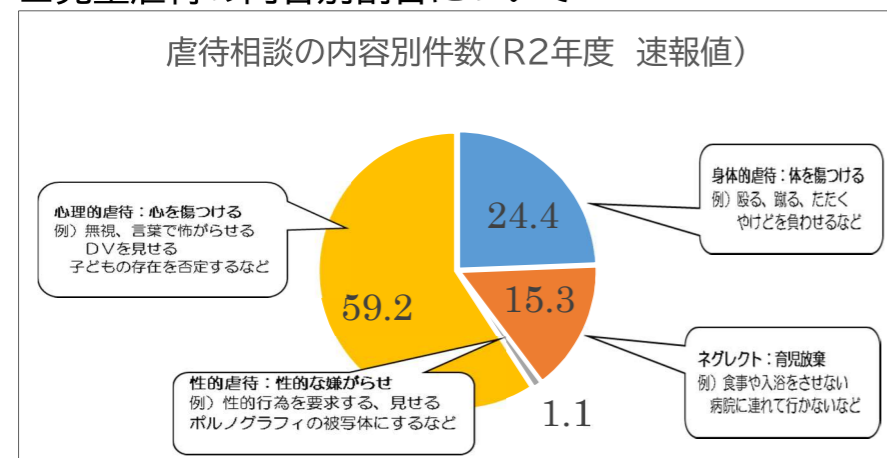


■主な増加要因 =

虐待相談件数が増加した主な理由については、次のことが挙げられます。

- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加
(令和元年度 109,118 件 → 令和2年度 121,325 件)
- ・心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者への暴力がある事案(面前DV)について、警察からの通告が増加した。
(令和元年度 96,473 件 → 令和2年度 103,619 件)

■児童虐待の内容別割合について =



虐待相談の内容別では、「心理的虐待」が59.2%を占めており、次いで「身体的虐待」が24.4%を占めています。心理的虐待は令和元年度より約3%増加しています。

■保護者が「しつけ」として体罰を加えることは法律で禁止されています

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月から施行されています。

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに「子どものしつけのためだから仕方ない」として叩いたり、怒鳴りつけたり、罰を与えたりしていませんか？

体罰や暴言によって子どもの行動が変わったとしても、それは体罰や大人への恐怖心などによって一時的に行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。

体罰や暴言は子どもの成長の助けにならないばかりか、その体験がトラウマとなり心身の発達などにも悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

■子育て支援サービス、相談窓口を活用しましょう

子育ては色々な工夫をしてもうまくいかないこともあります。そのようなときは、周囲の力を借りると解決することもあります。

子育ての相談窓口や町やNPOが行っているさまざまな支援、サービスの利用を検討するのも一つです。

勇気をもってSOSをだすことで、不安や悩みが軽減することもあります。

■地域で子育て家庭をあたたく見守りましょう

子育て家庭の様子を気にかけて、異変にいち早く気づくことが虐待の防止にも繋がります。周囲のさりげない関わりが、親子の心の支えにもなります。

子育てに悩む親の相談相手になったり、孤立させないように声かけや手伝いをするなど周囲が手を差し伸べてあげることも大切です。

■心配になる子どもがいる、気になる家庭があるときは相談・通告をしましょう

虐待の通告は、法律により国民の義務と定められています。

相談・通告をすることは子どもを虐待から守り、保護者を救うことにもつながります。通告した人の秘密は守られ、また匿名での通告もできます。虐待かどうか判断に迷うようなときも、専門の機関が慎重に調査をし、判断をしますのでためらわずに相談してください。

★相談窓口 ～相談・児童虐待の通告はこちらまで～

- ・児童相談所 全国共通ダイヤル ☎:189(いちはやく)
- ・都城児童相談所 ☎:22-4294
- ・福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)☎:52-9060(直通) お願いします。



◆12月5日(日)に町内一斉清掃を実施します

快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館や各支部、各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日:12月5日(日)
【12月は、町内のごみ拾い推進月間です】

雑草の少ない12月の町内一斉清掃で、公園・広場や道路など町内のごみを拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■搬入時間 = 午前7時30分～9時

※時間厳守をお願いします。ただし、やむを得ず時間に間に合わなくなった場合は、町最終処分場までご連絡ください。

★町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた) ☎:52-5424

■搬入できるごみ =

○清掃による不燃物

- ・分別して、直接搬入してください。(町役場での回収は行いません)
- ・処分場内では係員の指示に従ってください。
- ・草、剪定くず、側溝の泥や火山灰を持ち込む場合は、袋に入れずに持ち込むか、処分場で袋から出してください。

※新型コロナウイルス対策を各自で行ってください。

※機械を使用する場合は、保険の対象外となります。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、性別やお互いの間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動期間には、全国で女性に対する暴力根絶のためのさまざまな啓発活動が行われます。この機会に女性に対する暴力について考え、暴力を許さない社会づくりを進めましょう。

令和3年度の全国のテーマは、「性暴力を、なくそう」です。

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。望まない性的な行為は、性的な暴力にあたります。

性的な暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、まずは性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに話してみませんか。

■相談窓口 = 性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」

■電話 = 0985-38-8300

■受付 = 月～金曜日(祝日、年末年始をのぞく)

■時間 = 午前10時～午後4時

★お問い合わせは、

・三股町女性相談所 ☎:52-0999

・総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)

をお願いします。

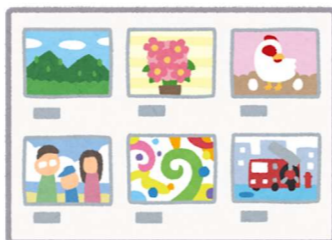


◆「三股町文化祭」を開催します

毎年、多くの個人・団体が出展する「三股町文化祭」を、感染症対策を行いながら今年も次のとおり実施します。

絵画・書・木工・陶芸など、各分野の芸術作品が一堂に展示されます。また、三股町ふるさとまつりが延期されたため、本年度はみまた🎨はあとな絵コンクール受賞作品も展示されます。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

■日 時 = 11月13日(土) 午前9時～午後5時
14日(日) 午前9時～午後4時



■場 所 = 町武道体育館

※感染症対策として「三密」を避けるため、入場制限を行う場合があります。

★お問い合わせは、
教育課 文化振興係(三股町立文化館)
☎:51-3462 をお願いします。

◆令和3年「秋季全国火災予防運動」を実施します

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

火災が発生しやすい時季を迎えます。火災による死者を無くし、財産を守るため、火の取り扱い、火の元の管理には十分注意しましょう。また、火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう。

■実施期間 = 11月9日(火)～15日(月)

初日の11月9日(火)は、防火意識を高め、119番通報の知識と理解を深める「119番の日」です。

★お問い合わせは、
都城市消防局予防課
☎:22-8884 をお願いします。



◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額 … 6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

15棟

※定数になり次第、締め切ります。

■申し込み締切 = 11月30日(火)



2. 耐震改修工事

※耐震診断を行っていることが条件です。

※耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

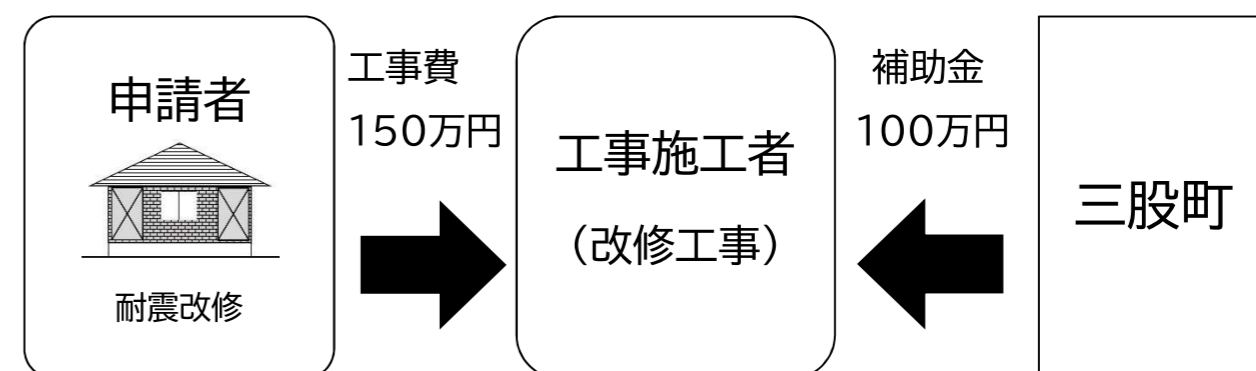
■補助額 =

改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

■「代理受領制度」のイメージ(耐震改修工事費用250万円するとき) =



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

8棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

■申し込み締切 = 11月30日(火)



★お問い合わせは、都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通) お願いします。

◆乳がん検診(集団検診)を実施します

乳がんは、女性がかかるがんの第1位です。40歳代後半から50歳代前半が多くなります。

乳がんが原因で亡くなる女性の割合も年々増加しています。しかし、早期で見つけることができれば、高い確率で完治できます。早期発見のためにも定期的に乳がん検診を受診しましょう。集団検診での受診を希望する人は、町健康管理センターにお申し込みください。

※個別検診は、乳がん検診指定医療機関にて、令和4年2月28日まで受診できます。

対象者	40歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人(例:昭和52年・24年) ※授乳中の人は、正確な診断ができない場合がありますので、ご相談ください。
検診内容	<p>■問診・マンモグラフィ・超音波検査</p> <p>マンモグラフィ →乳房のエックス線検査です。 乳房をできるだけ平らに圧迫して撮影します。</p> <p>超音波検査 →乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。 ※次に当てはまる人は安全のためにマンモグラフィ検査をご遠慮いただきます。</p> <p>①妊娠中や、妊娠の可能性がある ②ペースメーカーを装着している、V-Pシャント術を受けた、前胸部CVポートを留置している ③豊胸手術を受けたことがある</p>
日程	<p>■日にち = ①令和4年1月12日(水) ②令和4年2月2日(水)</p> <p>■時間 = 午前9時~11時、午後1時~3時</p> <p>※30分間隔で予約を取っています。</p> <p>※1日に受診できる人数が限られていますので、必ず予約してください。 <u>すでに予約が入っている時間帯もありますので、ご希望に添えない場合があります。</u></p> <p>※すでに予約をした人は再度予約する必要はありません。</p>
場所	健康管理センター
個人負担料金	<p>2,400円(検診費用7,843円のうち5,443円は町が負担します)</p> <p>※ただし、次の①~③に当てはまる人は料金が免除になります。</p> <p>①生活保護世帯の人:福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。</p> <p>②75歳以上の人:検診当日に保険証をお持ちください。</p> <p>③乳がんクーポン券の対象者(昭和55年4月2日~昭和56年4月1日生まれ): 検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(保険証など)をお持ちください。</p>
その他	<p>※予約をした人には、検診日が近くなってから受診票一式を送付します。</p> <p>※しこり、乳頭の湿疹、ただれなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。</p>



◆子宮頸部がん検診(集団検診)を実施します

本県は、子宮がんが原因で亡くなる人の割合が全国に比べて高い状況にあります。

子宮がんでの死亡のリスクを減らすためにも定期的に子宮がん検診を受診しましょう。

集団検診での受診を希望する人は、町健康管理センターにお申し込みください。

※個別検診は、子宮がん検診指定医療機関にて、令和4年2月28日まで受診できます。

対象者	20歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人(例:平成8年・昭和52年) ※妊娠中または妊娠の可能性のある人は受診できません。 ※月経中で出血量の多い人は、正確な判定ができない場合がありますので、できるだけ受診を避けてください。
検診内容	<p>■問診・視診・細胞診検査</p> <p>視診 →子宮頸部の状態を確認します。</p> <p>細胞診検査 →細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。</p>
日程	<p>■日にち = ①12月7日(火) 午前のみ ②令和4年2月2日(水) 午前のみ</p> <p>■時間 = 9時~10時</p> <p>※1日に受診できる人数には限りがありますので、必ず予約してください。 <u>すでに予約が入っている時間帯もありますので、ご希望に添えない場合があります。</u></p> <p>※すでに予約をした人は再度予約する必要はありません。</p>
場所	健康管理センター
個人負担料金	<p>1,500円(検診費用5,036円のうち3,536円は町が負担します)</p> <p>※ただし、次の①~③に当てはまる人は料金が免除になります。</p> <p>①生活保護世帯の人:福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。</p> <p>②75歳以上の人:検診当日に保険証をお持ちください。</p> <p>③子宮がんクーポン券の対象者(平成12年4月2日~平成13年4月1日生まれ): 検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(保険証など)をお持ちください。</p>
その他	<p>※予約をした人には、検診日が近くなってから受診票一式を送付します。</p> <p>※月経以外に出血がある、閉経したのに出血があるなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。</p>



★お申し込み・お問い合わせは、町健康管理センター

☎:52-8481 にお申し込みください。

◆個別健康診査の実施期間を延長します

町では、特定健康診査(国民健康保険40歳以上の人)・後期高齢者健康診査を実施しており、生活習慣病の予防・重症化を防ぐために、年に1回は健診を受けることをおすすめしています。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、健診の受診者が減少していますので、個別健診の実施期間を延長することにしました。

まだ受診していない人は、ぜひこの機会に受診してください。



【個別健診】(医療機関で実施)

■実施期間 =

令和4年2月28日(月)まで

※受診日程は各医療機関で異なりますので、各医療機関に相談してください。

■受診に係る費用 =

○特定健康診査(国保)・・・500円

○後期高齢者健康診査・・・無料

※健診項目以外の検査をした場合は、個人負担があります。

■受診場所・申し込み方法 =

次ページの《令和3年度 個別健診指定医療機関》にある医療機関に直接お申し込みください。

■注意事項 =

○指定医療機関以外での健診は全て自己負担になります。ご注意ください。

○健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず

保険証と受診票の両方を、医療機関の受付に提出してください。

両方揃っていないと受診することができません。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。



《令和3年度 個別健診指定医療機関》

※受診するときは、必ず医療機関に確認してから受診しましょう。

	医療機関名	電話番号		医療機関名	電話番号
三股町	一心外科医院	52-7788	都城市	武田産婦人科医院	22-0336
	坂田医院	51-2003		橘病院	23-7236
	田中隆内科	52-0301		伊達クリニック	36-7088
	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135		どいクリニック	22-1825
	長倉医院	52-2109		戸嶋病院	22-1437
	ホームクリニックみまた	52-1348		都北ごとうクリニック	38-6060
	みしま内科クリニック	51-8100		富田医院	23-4586
都城市	あきと内科胃腸科	46-5500		ながはま整形外科	46-7188
	有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677		西浦病院	25-1119
	有馬医院	23-2610		西岳診療所	33-1510
	安藤胃腸科外科医院	39-2226		野口脳神経外科	47-1800
	池之上整形外科	23-2311		野辺医院	22-0153
	いづみ内科医院	22-7111		浜田医院(要予約)	22-1151
	宇宿医院	25-9031		はまだクリニック	45-2266
	鷗木循環器内科医院	26-0008		早水公園クリニック	36-6117
	海老原内科	64-1211		速見泌尿器科医院	24-8344
	MKクリニック	51-6777		原田医院	26-3330
	大岐医院	57-2025		ふくしまクリニック	46-5001
	おおくぼクリニック	26-1500		福島外科胃腸科医院	38-1633
	大橋クリニック	37-0539		藤元上町病院	23-4000
	柏村内科	22-2616		ベテスダクリニック	22-1700
	仮屋医院	36-0521		まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
	仮屋外科胃腸科医院	25-7712		松山医院	24-1046
	川畑医院	46-3225		政所医院	58-2171
	北原医院	22-4133		マドコロ外科医院	22-0138
	教山内科医院	62-1205		三嶋内科	24-7171
	共立医院	22-0213		都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313
	久保原田中医院	22-7700		都城明生病院	38-1120
	坂元医院	22-0360	宮永病院	22-2015	
	佐々木医院	62-1103	宗正病院	22-4380	
	三州病院	22-0230	村上循環器内科クリニック	25-2700	
	しげひらクリニック	27-5555	メディカルシティ東部病院	22-2240	
	志々目医院	57-2004	もりやま脳神経外科	21-6888	
	庄内医院	37-0522	柳田クリニック	22-4862	
	城南クリニック	26-3662	山路医院	64-3133	
城南病院	23-2844	ゆうクリニック	46-6100		
すみクリニック	36-7701	よしかわクリニック	23-9384		
隅病院	62-1100	吉松病院	25-1500		
瀬ノ口醫院	25-5155	吉見クリニック	58-5633		
瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	ライフクリニック	39-2525		
園田光正内科医院	38-5115				
たかお浜田医院	22-8818				
田口循環器科内科クリニック	24-0600				

※1 通院している人のみ受けることができます。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域住民が精神科医師へ相談することのできる機会として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	11月18日(木)、12月16日(木)
時 間	午後1時30分～3時
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	・保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 ・家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	①ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど ②精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること ③アルコール依存、薬物問題、その他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 にお願ひします。



◆アイヌのみなさんからのさまざまなご相談をお受けします

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌのみなさんの悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。

嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
気軽にご相談ください。

相談は無料です。匿名でもかまいません。秘密は固く守られます。

■相談専用電話 = フリーダイヤル:0120-771-208

■受 付 = 月曜日～金曜日(※ 祝日、12月29日～1月3日を除く)


■時 間 = 午前9時～午後5時

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。



★お問い合わせは、
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012 (東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4階)
FAX:03-5777-1803
URL:<http://www.jinken.or.jp/>
にお願ひします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	11月20日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町立図書館 多目的ルーム	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。 ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。 現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。</p>	

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =

毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

■時 間 =

午前9時～午後5時

■場 所 =

町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎:52-1246 をお願いします。